

第4章 後期5年間に重点的に取り組む施策

(3つの視点 13の基本施策 33の個別施策)

施策の体系

視点1 「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開

基本施策	個別施策
(1) 確かな学力の向上	① 子ども一人ひとりに応じた指導の充実
	② 学習意欲の向上につながるICT機器の活用推進
	③ 世界に羽ばたく力を育む国際教育の推進
	④ 科学技術に対する興味・関心を高める理数教育の推進
(2) 豊かな心・社会性を育む教育の充実	① 心を育てる教育の推進
	② いじめや不登校を生まない学校づくり
	③ 豊かな体験活動とキャリア教育、 環境教育・防災教育の推進
(3) 健康な体をつくる教育の充実	① スポーツを通じた豊かな心と体力の向上
	② 学校における健康づくりの推進
(4) 特別支援教育の充実	① 社会参加に向け一貫した特別支援教育体制の充実
	② 多様なニーズに対応した特別支援教育体制の充実
(5) 就学前教育の充実と 幼児期からの学びの連続性	① 保育所・幼稚園と小学校の連携強化
	② 幼児教育の推進と子育て支援機能の充実
	③ 小学校と中学校の連携強化
	④ 中学校と高等学校との交流の推進
(6) オリンピック・パラリンピック教育の推進	① オリンピック・パラリンピックから学ぶ教育の推進
	② 心身の調和のとれた子どもの育成

(8 7 の主要事業)

主 要 事 業
1 学習力サポートテスト 2 自主学習支援テキスト等 3 少人数指導における習熟度別指導等 4 土曜日や夏季休業日を活用した学習
5 電子情報ボード等ICT機器の活用 6 タブレット端末等の研究(国際・理数教育パイロット校、特別支援学級)
7 英語教育、国際理解教育、伝統文化教育 8 中学生海外体験学習等 9 パイロット校における国際教育
10 算数・数学における習熟度別指導 11 理科における実験・観察等 12 教育センターにおける特別課外授業 13 パイロット校における理数教育
14 人権教育の推進 15 道徳教育の推進 16 コミュニケーションを図る力の向上
17 教育相談 18 いじめを生まない学校づくり 19 適応教室「わくわく21」 20 不登校解消に向けた支援
21 宿泊体験教室 22 ボランティア活動 23 キャリア教育 24 環境教育 25 防災教育
26 マイスchoolスポーツ(1校1運動) 27 小学校における体育指導 28 中学校における体育指導 29 コーディネーショントレーニング * 中学校における部活動の推進【再掲】
30 食育推進指導計画に基づく食育 31 食育に関する特別授業等 32 食育推進に対する学校への支援 33 薬物乱用防止教室
34 福祉センターと連携した支援 35 個別の教育支援計画による支援 36 特別支援教育専門員 37 特別支援教育アドバイザー 38 学習指導補助員
39 特別支援学級と通級指導学級 40 副籍制度による交流と共同学習 41 小学校における特別支援教室
42 保幼小における合同連絡会・研修会等 43 保幼小の接続期カリキュラム(仮称)
44 幼児教育リーフレットの活用 45 幼児期からの運動 46 幼稚園における預かり保育
47 小・中学校教員の交流による研究・協議 48 小・中学生の交流活動 * 教員研修【再掲】
49 中学生と高校生との交流活動 50 教員研修会での交流
51 オリンピック・パラリンピック学習 52 中央区版「一校一國運動」を通じた学習
53 オリンピック・パラリンピック教育実践校 54 共生社会に貢献する態度とボランティア精神の育成 55 教育委員会による児童・生徒等の表彰

視点2 「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり

基本施策	個別施策
(1) 教員の資質と能力の向上	① 意欲と指導力にあふれる教員の育成
	② 教員に対するサポート体制の充実
(2) 子どもと保護者に期待される学校づくり	① 魅力ある学校づくりの推進
	② 進路に対する支援の推進
	③ 部活動の活性化
(3) 信頼される学校づくり	① 学校情報の積極的な公開
	② 保護者や地域住民が参加する学校運営
(4) 良好な学校環境の充実	① 学校施設等の機能の充実
	② エコスクールの推進

視点3 「社会全体」で支える子どもの健全な育成

基本施策	個別施策
(1) 地域との連携による子どもの健全な育成	① 地域の人材や学習資源を活用した教育の推進
	② 地域交流の推進
	③ 子どもの居場所づくりの推進
	④ 関係機関等と連携した安全・安心な環境づくり
(2) 家庭教育力の向上	① 子どもを育む「親力」の育成と支援
(3) 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援	① 地域の情報拠点・学習拠点としての図書館機能の充実
	② 学校施設を活用した生涯学習活動への支援

主 要 事 業
56 教員研修 57 教育センターの機能強化 58 メンタティーチャーによる教員指導 59 授業力向上の推進
60 校務支援システム 61 教員への支援
62 特色ある教育活動
63 中学校体験入学会 64 中学校における進路指導 *保幼小の接続期カリキュラム(仮称)【再掲】
65 中学校における部活動の推進 *多様な人材の活用推進【再掲】
66 ホームページ等による学校情報の公開 67 学校公開
68 学校評議員制度 69 学校評価 70 地域による学校サポート
71 計画的な学校施設の増改築 72 学校施設等の機能充実 73 学校危機管理マニュアル
74 エコスクール

主 要 事 業
75 多様な人材の活用推進 76 地域理解教室
77 学校と地域との交流推進
78 子どもの居場所「プレディ」
79 地域と連携した防災教育の充実と安全教育 80 セーフティ教室 81 地域と連携した子どもの安全安心対策 82 小学校の通学路における防犯カメラの整備
83 家庭教育の向上 *教育相談【再掲】
84 本の森ちゅうおうの整備 85 子ども読書活動の推進 86 図書館地域資料の情報発信
87 学校施設等のスポーツ・レクリエーション開放

1 「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開

(1) 確かな学力の向上

○ 現状と課題

学校教育では、一人ひとりの子どもたちに、自らの将来を考え、主体的に生きていくために確かな学力を身に付けさせることが重要です。そのために、基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得と、それらを活用して育まれる思考力・判断力・表現力・コミュニケーション能力の育成を、いわば車の両輪として推進することが必要です。

また、グローバル化時代の担い手となる人材を育成するため、都心に位置する本区の特徴を最大限に生かして国際的な視野に立って、ものを考える子どもを育むなど、国際教育を推進していくことが求められています。

一方、目まぐるしく発展する科学技術が、社会に広く活用されている今日、それらの基礎的素養の向上を図るとともに、次代の科学技術を担う人材を育成することを目指して、その土台となる理数教育を一層推進することも必要となっています。

本区における「全国学力・学習状況調査」の結果から、全国の傾向と同様に「活用」に関する問題の平均正答率が、「知識」に関する問題の平均正答率より低くなっており、「知識・技能を活用する力」を高めることが必要となっています（表1）。

本区の中学校では、平成26（2014）年度に数学において、全国平均を下回る項目もあることから、中学校における学力向上や小学校での基礎的学力を確実に身に付けさせて中学校へ進学させることが課題となっています。

さらに、本区で実施している「学習力サポートテスト」の結果からは、小学校、中学校ともに、理科の授業改善に向けて取り組む必要があります。

これらのことから、各学校での学力向上に向けた取組や教員の授業改善、ICT機器の活用などを図りながら、教育目標の達成に向けて取り組んでいくことが求められます。

(表1) 全国学力・学習状況調査平均正答率(平成 25(2013)年度・平成 26(2014)年度)

		国語				算数・数学			
		知識		活用		知識		活用	
		平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
小学校 6年生	本区	72.0%	79.6%	59.0%	62.8%	83.7%	83.3%	67.7%	67.6%
	全国	62.7%	72.9%	49.4%	55.5%	77.2%	78.1%	58.4%	58.2%
中学校 3年生	本区	78.7%	81.4%	72.5%	53.9%	67.7%	67.0%	47.3%	60.1%
	全国	76.4%	79.4%	67.4%	51.0%	63.7%	67.4%	41.5%	59.8%

○ 取組の方向

- ① 子ども一人ひとりに応じた指導を充実するため、学習力サポートテストの実施や自主学習支援テキストなどの活用を図り、少人数指導における習熟度別指導や土曜日や夏季休業日を活用した学習の推進などに取り組みます。
- ② 学習意欲の向上につながるICT機器の活用を推進するため、電子情報ボードなど技術革新が目覚ましいICT機器の安定的な運用・活用や国際・理数教育パイロット校と特別支援学級において、タブレット端末の活用の研究などを進めます。
- ③ 世界に羽ばたく力を育む国際教育を推進するため、英語教育、国際理解教育、伝統文化教育の一層の推進や、中学生海外体験学習・海外中学生の受入れによる交流、常盤小学校をパイロット校とした国際教育などに取り組みます。
- ④ 科学技術に対する興味・関心を高める理数教育を推進するため、算数・数学における習熟度別指導の一層の推進を図り、理科支援員を活用した小学校理科の実験・観察の充実や教育センター特別課外授業の実施、城東小学校をパイロット校とした理数教育などに取り組みます。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① 子ども一人ひとりに応じた指導の充実

基礎的・基本的な学習の確実な定着と、そこで身に付けた知識・技能を活用し、思考力や表現力等の向上を図るため、一人ひとりの学習状況および学力を把握するとともに、少人数指導・習熟度別指導・個別指導等を充実します。

1 学習力サポートテスト

基礎的・基本的な学習内容の定着状況を把握し、一人ひとりに応じた指導の充実と教員の指導力の向上に資するため、学習力サポートテストを実施するとともに、本テストに対応した復習ドリルの活用を図ります。

また、国や東京都教育委員会が実施する学力調査などの結果も含め、授業改善プランを作成し活用を図ります。

2 自主学習支援テキスト等

区独自の自主学習支援テキストや東京都教育委員会が作成した「東京ベーシックドリル」等を活用し、一人ひとりに応じた基礎的・基本的な学習内容の定着と向上を図るとともに、家庭での学習習慣の定着に役立てます。

3 少人数指導における習熟度別指導等

小学校では、基礎的・基本的な学習内容の積み重ねが特に重要視されている算数で、中学校では、5教科（国語・数学・英語・社会・理科）の中で、本区の各小・中学校の非常勤講師や東京都教育委員会が配置している少人数指導担当の加配教員を積極的に活用し、習熟度別指導や個別指導の推進を図ります。

4 土曜日や夏季休業日を活用した学習

学校公開を含めた土曜授業を、中学校で年10回程度、小学校では年5回程度実施し、学力の定着と学習指導要領に対応した授業時間数の確保を図ります。

また、土曜日や夏季休業日を活用して、中学生の希望者には「教育センター中学生夏季補習講座」を実施します。

② 学習意欲の向上につながるICT機器の活用推進

教育現場におけるICT機器について、フロンティアスクールにおける運用評価や機器の研究を行った上で、児童・生徒の興味・関心を高めながら、より分かりやすい授業を展開するため、その活用を進めていきます。

5 電子情報ボード等ICT機器の活用

現在、一部導入しているICT機器（校内LAN、電子情報ボード、プロジェクター、大型デジタルテレビ等）については、技術革新が目覚ましく、導入後においても安定的な運用を図る必要があることから、国や他の地方公共団体等の動向も注視しながら活用を進めます。

6 タブレット端末等の研究（国際・理数教育パイロット校、特別支援学級）

国際・理数教育パイロット校、特別支援学級においてタブレット端末を導入し、ICT機器の活用を通して、児童・生徒が興味・関心を高めるとともに、より分かりやすい授業を展開します。さらには、児童・生徒が自らの学習について調べ、まとめ、表現する力を身に付けるようにします。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
タブレット端末等の活用	*パイロット校への タブレット端末の導入・活用				→
		*特別支援学級での タブレット端末の活用・研究			→

③ 世界に羽ばたく力を育む国際教育の推進

社会の急速な国際化に対応するため、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する理解はもとより、子どもたちの英語を使ったコミュニケーション能力の向上や、広い視野を持って世界で活躍できる力の育成など、国際教育を積極的に推進します。

7 英語教育、国際理解教育、伝統文化教育

国際社会において相互理解の基本となるコミュニケーション能力の育成を一層推進するため、小・中学校において外国人英語指導講師による英語教育を実施します。

また、諸外国や日本の伝統文化を理解し、尊重する態度を育成する国際理解教育や伝統文化教育を進めるため、外国人講師や関係機関の方々をゲストティーチャーとして招き、「国際理解教室」「地域理解教室」として体験的な学習を実施します。

8 中学生海外体験学習等

国際感覚豊かな視野の広い中学生の育成を図るため、区立中学校の生徒を姉妹都市であるオーストラリア・サザランド市へ派遣するとともに、同市の中学生を受け入れる本事業について、体験入学やホームステイ、異文化体験等の効果的な実施方法を検討し、体験学習の充実を図ります。

9 パイロット校における国際教育

本区の国際教育を推進する先進的な研究・開発を行うため、パイロット校に指定した常盤小学校において、国際教育推進検討委員会で検討したカリキュラムや指導方法を実践します。

また、教育課程特例校の申請を行い、授業時数や指導内容の充実を図り、モデル授業から新カリキュラムへ移行するとともに、パイロット校の取組を教員研修や公開授業により他校へ展開するほか、中学校との連携について検討を進めます。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
パイロット校における 国際教育の推進	*モデル授業実施	*新カリキュラムに よる授業の実施			
	*カリキュラムの作成・ 教育課程特例校申請				
	*教員研修の実施				
			*中学校との連携 内容の検討		

④ 科学技術に対する興味・関心を高める理数教育の推進

科学技術に対する興味・関心を高め、創造性や知的好奇心・探究心を育成するため、算数・数学の少人数指導や小学校理科支援員の活用により、児童生徒の理解を深める授業の工夫や理科の実験・観察の学習の充実を図ります。

また、教育センターを活用した各種教室を実施するなど理数教育を推進します。

10 算数・数学における習熟度別指導

学習内容の理解を積み重ねていく科目である算数・数学について、本区の各小・中学校の非常勤講師や東京都教育委員会が配置している少人数指導担当の加配教員を積極的に活用し、つまづきに応じた指導の工夫や児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じて前の学年の学習内容に立ち戻る指導など、学習の基礎・基本を徹底する習熟度別指導の推進を図ります。

11 理科における実験・観察等

子どもたちが理科に興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組める実験や観察等の授業の充実を図るために、小学校に理科支援員を配置します。

また、若手教員を中心とした理科実験実技研修会を開き、教員の理科の指導力の向上を図ります。

12 教育センターにおける特別課外授業

教育センターにおいて、子どもたちの科学技術等に対する関心を高め、創造性や知的好奇心・探究心を育成するため、プラネタリウムや実験教室、総合的に理科の基礎技術を養う科学教室、ロボットの製作等を行う「ロボットを創ろう」など、学校ではできない特色ある学習活動の充実を図ります。

13 パイロット校における理数教育

本区の理数教育を推進する先進的な研究・開発を行うため、パイロット校に指定した城東小学校において、理数教育推進検討委員会で検討したカリキュラムや指導方法を実践します。

また、授業時数や指導内容の充実を図り、モデル授業から新カリキュラムへ移行します。併せて、教育課程特例校について検討・準備を進めます。

さらに、パイロット校の取組を教員研修や公開授業により他校へ展開するほか、中学校との連携について検討を進めます。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
パイロット校における 理数教育の推進	*モデル授業実施	*新カリキュラムに よる授業の実施			
	*カリキュラムの作成・ 教育課程特例校の検討				
		*教員研修の実施			
			*中学校との連携 内容の検討		

(2) 豊かな心・社会性を育む教育の充実

○ 現状と課題

子どもたちが、生涯にわたって、他者や社会などと関わりながらよりよく生きていく上で、自らを律する心や、互いを思いやる心、人間関係を築く力、コミュニケーション能力など、豊かな人間性や社会性を身に付けることが求められています。

本区では、人権教育や道徳教育をはじめ、心身の調和のとれた子どもの育成を目指す教育に取り組んでおり、全国学力・学習状況調査（平成26（2014）年度）における意識調査では、「人の気持ちが分かる人間になりたい」「人の役に立ちたい」と思っている児童・生徒の割合は高いものの、さらに、豊かな心・社会性を育む教育を充実していく必要があります（図5）。

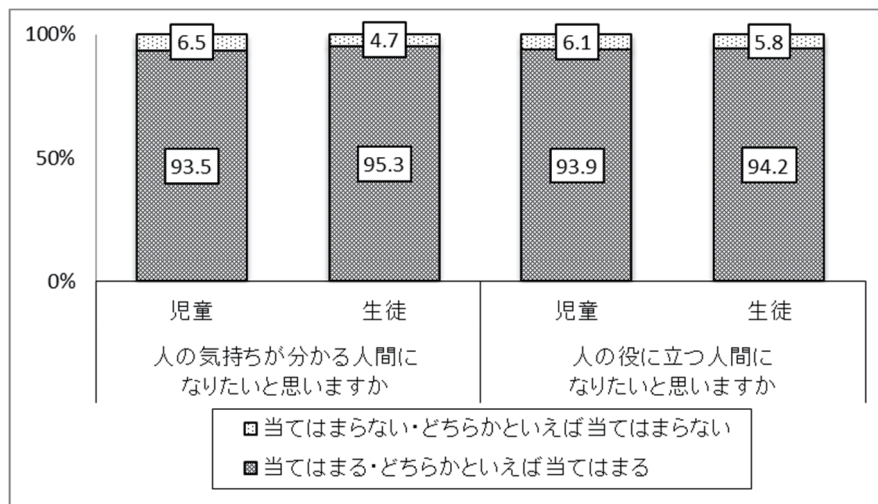
このような中、国においては中央教育審議会から答申が出され、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳（仮称）」として位置付け、道徳教育の充実・改善を図る検討が進められています。

一方、いじめ問題では、平成25（2013）年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、既に本区においても策定した「中央区いじめ防止基本方針」および各校における「学校いじめ防止基本方針」に基づき、その防止に向けた取組を進めるとともに、教育委員会や子ども家庭支援センター等と学校関係者・警察署・青少年委員・保護司会等による「中央区いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、一体となって対策を進めていく必要があります。

また、不登校の問題においても、その未然防止と学校復帰に向けた支援が重要であり、スクールソーシャルワーカーや教育相談員、心の教育相談員等の派遣、適応教室「わくわく21」における学習保障など、きめ細かな取組を行っています。

さらに、豊かな心を育むためには、豊かな自然と接することや、ボランティア体験や職場体験などを通して社会のさまざまな人達と接することが大切です。今後も学校・幼稚園は、積極的に自然と触れ合う機会をつくり出すとともに、小学校4年生から中学校3年生まで毎年実施する宿泊体験活動や地域・企業の協力を得た社会体験活動を推進することが一層必要です。

(図5)全国学力・学習状況調査における意識調査結果(平成26(2014)年度)



(注: 児童: 小学校6年生・生徒: 中学校3年生)

取組の方向

- ① 心を育てる教育を推進するため、すべての教育活動を通して、人権を尊重する意識や思いやる心、社会のルールを守る意識の形成を図るとともに道徳教育の一層の充実を進めます。
- ② いじめや不登校を生まない学校づくりを推進するため、学校・保護者・地域・関係機関が連携した取組を積極的に進めます。特に、いじめ防止については、「中央区いじめ防止基本方針」および各校における「学校いじめ防止基本方針」に基づき、具体的な取組を進めます。
- ③ 豊かな体験活動とキャリア教育、環境教育・防災教育を推進するため、社会性や望ましい勤労観を身に付けさせる、自然体験、福祉体験、宿泊体験などのさまざまな体験活動や交流活動の充実を図ります。また、身近なところから環境を考える学習を進めるとともに、実践的な防災教育・避難訓練を実施し、防災教育を推進します。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① 心を育てる教育の推進

自他の生命を尊重する態度や思いやりの心の醸成、社会のルールを守るという規範意識の向上など、豊かな人間性を育む教育を推進します。社会の中で、子どもたちが良好な人間関係を築けるよう、相手や周りの人の考え、気持ち、状況を考えながら積極的にコミュニケーションを図る力を高める教育を推進します。そのため、幼稚園や学校での教育活動全体を通して、人権尊重教育や道徳教育をはじめとした心を育てる教育を一層充実します。

14 人権教育の推進

「人権教育推進委員会」を設置し、毎年度研究テーマを定め、学校・幼稚園・地域の実態に即して人権教育推進上の課題を整理するとともに、人権教育の理念について十分な認識を有する教員の育成をはじめ、教育内容・方法の充実を図ります。

各学校は、人権教育全体計画および年間指導計画を策定し、偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちがお互いの多様性を認め合う教育を推進します。特に、いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないとの認識に立って行動できる力を身に付ける教育を推進します。

15 道徳教育の推進

道徳の時間を中心に教育活動全体を通して、道徳教育を推進するとともに、保護者や地域の方が参加して行われる「道徳授業地区公開講座」や深刻ないじめ問題等を解消するため、児童・生徒・保護者を対象に命の尊さや友情といった心に訴える「命と心の授業」を開催します。

また、国において「特別な教科 道徳（仮称）」の検討が進められていることも踏まえ、道徳主任研修会の内容を深めるとともに、各校が指導内容や指導方法を研究することにより、さらなる道徳教育の推進を図ります。

16 コミュニケーションを図る力の向上

各教科の学習や学校行事等、さまざまな教育活動の中で、自分が感じたことを話し合い、自分の考えや思いを発表する機会のほか、異年齢との交流、ボランティア活動などの場を積極的に設け、子どもたちのコミュニケーション能力を向上させる教育を推進します。

② いじめや不登校を生まない学校づくり

「中央区いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会および各学校は、未然防止・早期発見・早期対応など具体的な取組を実施するとともに、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめを生まない学校づくりに取り組みます。

なお、こうした取組状況を検証するため、学識経験者や弁護士等の専門家による「中央区いじめ問題対策委員会」を設置します。

また、不登校の解消に向けた教育相談の充実や学校・家庭との連携強化を図ります。

さらに、子ども家庭支援センター「きらら中央」や児童相談所・警察署・医師会等関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見と早期対応を図ります。

17 教育相談

各幼稚園・小学校に専任教育相談員（臨床心理士等）を派遣するとともに、各中学校には、心の教室相談員を配置しています。これらの相談員と東京都教育委員会が派遣しているスクールカウンセラーと連携しながら、教育相談を推進します。

また、問題を抱える生徒や家庭・学校を支援するため、各中学校にスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）を派遣します。

18 いじめを生まない学校づくり

道徳の時間や命と心の授業の活用をはじめ、児童・生徒たち自らの主体的な活動の充実により、いじめを生まない学校づくりを推進します。

また、「学校いじめ対策委員会」が中心となって、組織的な対応を進めるとともに、保護者やスクールカウンセラー、専任教育相談員、スクールソーシャルワーカーとの連携を強化し早期発見・早期対応を図ります。

さらに、教育委員会や子ども家庭支援センター等と学校関係者・警察署・青少年委員・保護司会等による「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、一体となってその防止に取り組みます。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
いじめを生まない学校づくりの推進	*いじめ問題対策連絡協議会の設置	*いじめ問題対策連絡協議会の運営			

19 適応教室「わくわく21」

適応教室では、不登校等の児童・生徒の在籍校復帰に向けた支援や学習活動を行うため、子どもたち一人ひとりの生活や学習状況を把握し、学校等と連携を図りながら主体性・社会性を育む取組を行います。

また、子どもたちの状況を踏まえた学習計画に基づき、個別の教科指導を行うとともに校外学習や創作活動などの推進を図ります。

20 不登校解消に向けた支援

不登校またはその傾向にある児童・生徒や心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、心理職や教職を志す学生等をメンタルサポーターとして学校や家庭、適応教室等に派遣し、心のケアや対話、学習等の支援を行い、不登校等の解消を図っていきます。

③ 豊かな体験活動とキャリア教育、環境教育・防災教育の推進

自然体験、福祉体験、宿泊体験、ボランティア活動などのさまざまな体験活動を充実させ、子どもたちの豊かな社会性や人間性、社会に貢献する態度を育むとともに、職場体験や勤労体験などにより、働くことの意義や尊さを身に付けさせるキャリア教育を推進します。

また、子どもたちが環境問題に関心を持ち、地球規模の視野で考え、行動できるよう環境教育を充実します。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの防災教育や避難訓練の見直しを図り、より実践的な防災教育を推進します。

21 宿泊体験教室

豊かな自然を生かした体験活動や宿泊を伴う共同生活を通して、他者を思いやる豊かな心を育てるとともに、児童・生徒一人ひとりの主体的な学習を推進するため、小学校4年生から中学校3年生まで、それぞれの発達段階や学習状況などを踏まえた宿泊体験教室を推進します。

実施学年	宿泊体験教室	ねらい
小学校4年	セカンドスクール	野外観察を中心に小学校の集団宿泊体験の基礎を学ぶ。
小学校5年	夏季臨海学校	館山の海での水泳と集団生活を通して心身を鍛錬する。
小学校6年	移動教室	本栖湖周辺の自然体験を通して集団生活を学ぶ。
中学校1年	宿泊訓練	オリエンテーションを通して中学校の集団生活を学ぶ。
中学校2年	移動教室	長野における自然体験を通して集団生活を学ぶ。
中学校3年	修学旅行	わが国の歴史および伝統文化理解、平和を学ぶ。

22 ボランティア活動

クリーンデーをはじめとした地域の美化活動や募金活動、あいさつ運動、特別養護老人ホーム訪問等のボランティア活動、高齢者とのふれあい活動など、さまざまな社会奉仕体験や福祉に関わる学習を充実し、地域や社会の一員としての自覚や社会貢献の精神、思いやりの心を育みます。

23 キャリア教育

子どもたちが自己の個性を理解し、主体的に進路や将来の方向性を選択する能力を育成するとともに、中学生の職場体験学習や多様な人材を活用しながら、望ましい勤労観・職業観および職業に関する知識や技能を身に付けさせる学習など、キャリア教育を推進します。

また、小・中学校の連続性を踏まえたキャリア教育の推進を図るため、区独自のリーフレットを活用した学習プログラムの構築や進路指導主任研修会の充実を図ります。

24 環境教育

子どもたちが環境問題に関心を持って学習し、地球規模の視野で考え、身近なところから具体的に行動できる環境教育を推進します。

全小・中学校において、総合的な学習の時間等で環境に関する調べ学習や地域清掃、資源ごみの分別・回収、リサイクル運動などの実践的活動に取り組むとともに、子どもたちが環境をテーマにした標語やポスターを応募する「環境作品コンクール」に主体的に取り組ませ、環境への意識を啓発する活動を進めます。

25 防災教育

子どもたちが災害時に適切に行動できる安全対応能力を身に付けられるよう自助・共助の精神を育て、公助の役割を理解するため、児童・生徒の発達段階に応じて、学校安全計画全体計画を作成し、教科や特別活動など、学校教育全体を通して推進します。

また、避難（防災）訓練は、年間を通して計画的に実施することはもとより、学校や地域の実情に即し、登下校中や放課後など多様な場面や状況を想定し、家庭や地域、関係機関との連携を密にして実施します。

(3) 健康な体をつくる教育の充実

○ 現状と課題

子どもたちの健やかな体を育むことは、生涯にわたり健康を保ち、生き生きと生活していくための源であり、学校教育全体を通して健康づくりや体力づくりの充実を図ることが重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の保持のみならず、子どもたちの意欲や気力といった心身の充実に大きく関っており、生きる力を支える重要な要素です。

平成25（2013）年度に国が実施した「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」において、運動をする子としない子の二極化について、女子については、小学生で約2割、中学生で約3割が1週間の総運動時間（体育の授業を除く。）が60分未満という結果となっており、こうした傾向に歯止めをかけることはもとより、学校における体育の授業の充実が求められています。

本区では、これまでも小学校の体育指導補助員や中学校の種目別サポーターの配置、全校体制で取り組むマイスクールスポーツ（1校1運動）を通して、子どもたちの体力づくりを推進してきました。

その結果、平成26（2014）年度に実施した「区立小・中学校児童・生徒体力調査」では、柔軟性や敏しょう性については、5年前と比べ向上していますが、握力（筋力）やソフト（ハンド）ボール投げ（投力）については課題となっています（図6）。

一方、近年の食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子どもの食生活の乱れや健康への影響が懸念されます。健全な食生活は成長期の子どもの健康な心身を育むために欠かせないものであり、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものです。

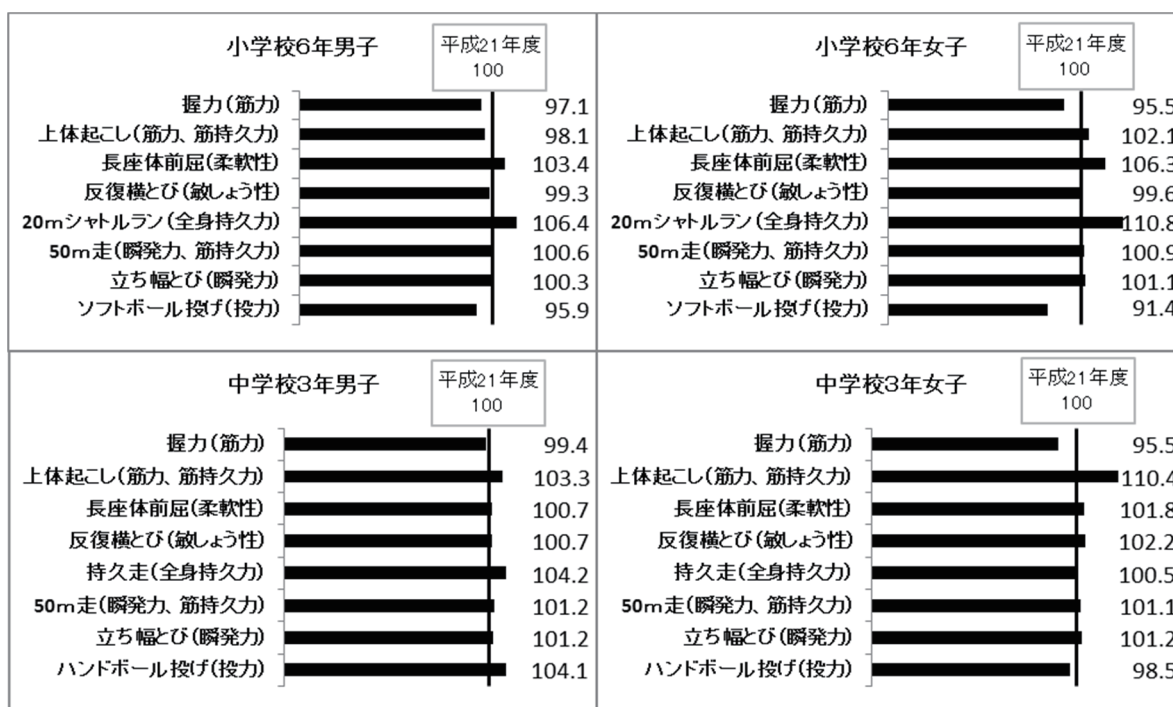
本区でも「中央区健康・食育プラン2013（平成25（2013）年3月）」において、家族で食卓を囲む機会の減少に伴い、孤食の増加や家庭における子どもへの食育機会の減少、欠食、栄養バランスの偏り等食生活の乱れによる生活習慣病の増加などの実態を踏まえ、健全な食生活や健康的な食習慣を身に付けさせる食育の必要性を指摘しています。

また、学校におけるアレルギーへの対応では、各学校に設置された「食物アレルギー対応委員会」を中心にすべての教員にアレルギー疾患に関する正しい知識を身に付け、学校の適切な体制を確立することが不可欠です。

さらに、今日の全国的に多様化・深刻化する子どもの健康問題に対応するため、心の健康や喫煙、飲酒、危険ドラッグなどの薬物乱用による健康被害に関する正しい知識と理解を深める健康教育の充実が求められています。

(図6) 区立小・中学校児童・生徒体力調査(平成26(2014)年度)

*平成21(2009)年度との比較



○ 取組の方向

- ① スポーツを通じた豊かな心と体力の向上を図るため、学校体育の充実、生活習慣・運動習慣の改善、競技力の向上、体力向上のための体制整備を推進します。また、これまで行ってきた体力向上の取組に加えて、体力をバランスよく高めるコーディネーショントレーニングを取り入れていきます。
- ② 学校における健康づくりを推進するため、生活習慣病の予防をはじめ、将来にわたって健康な生活を送る上で基本となる「食」への理解を深めるとともに、アレルギーに関する正しい知識を身に付けるなどの食育を推進します。また、専門知識や指導力のある外部指導者も積極的に活用しながら、学校・家庭・地域や関係機関と連携を図る取組を推進します。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① スポーツを通じた豊かな心と体力の向上

教育活動の創意工夫により、子どもたちが一人ひとりの発達段階に応じた、健康な心と体づくりや運動に親しむ態度、身体能力の向上など、体力増進をめざした教育の充実を図るとともに、地域の教育的指導力や技術を持った人材の活用を推進するなど、指導体制を充実します。

26 マイスクールスポーツ(1校1運動)

子どもたちの健康づくりと体力向上を図るため、各校が自校で積極的に取り組むスポーツ活動を掲げ、それに全校体制で取り組む「マイスクールスポーツ」を推進します。

27 小学校における体育指導

小学生の体力向上を図るため体育指導補助員を配置し、児童の関心・意欲や技能に合った実技指導の補助を行うとともに、その活用を図った効果的な指導体制づくりを行うなど体育指導を推進します。

28 中学校における体育指導

中学生の体力向上を図るため、運動種目ごとの専門的スキルを持つ種目別指導員を配置し、体育指導を推進します。

29 コーディネーショントレーニング

小学生の発達段階に応じたさらなる体力の向上を目指して、運動を楽しみながら行えるプログラムを導入し、リズム能力やバランス能力をはじめ、スポーツ全般の運動能力を高めるコーディネーショントレーニングを実施します。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
コーディネーション トレーニングの実施	*モデル校での先行実施	*モデル校での結果検証	*小学校全校への普及		→
	*教員研修の実施				→

中学校における部活動の推進【再掲 (45頁)】

② 学校における健康づくりの推進

生活習慣病の予防をはじめとした健康づくりを推進するため、学校医や保健所等の関係機関と連携した規則正しい生活を送る啓発・指導の取組を充実します。

また、健全な食生活を育むため、食品の品質や安全性、アレルギーについて正しい知識・理解に基づき、自ら判断できる能力を身に付けるなど学校での食育を推進します。

さらに、関係機関等と連携した喫煙・薬物乱用防止教室など健康・安全に関する学習を充実します。

30 食育推進指導計画に基づく食育

全小・中学校、幼稚園において食育リーダーを指名し、学校が作成する食育の年間指導計画に沿って食育を推進します。

また、保健主任研修会等の研修機会を設け、関係機関と連携した教員の食育研修を実施します。

31 食育に関する特別授業等

本区の地域特性を生かし、飲食店のプロの料理人や大学講師などの「食」の専門家を招いて特別授業を実施し、食育授業の充実を図ります。

また、平成25（2013）年10月に作成した「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」により、児童・生徒に対して食物アレルギーによる食事制限等の理解や協力を深める指導を充実します。

32 食育推進に対する学校への支援

健全な食生活へのさらなる理解を促すため、児童・生徒や保護者に対し、栄養士が主体となって給食を応用した簡単な朝食づくりを行う親子クッキングスクールなど、各校のニーズに対応した取組を積極的に支援します。

33 薬物乱用防止教室

学校医・学校薬剤師や所轄警察署などの関係機関と連携を図り、危険ドラッグなどの薬物乱用による健康被害と健康・安全に関する正しい知識と理解を深める学習を充実します。

(4) 特別支援教育の充実

○ 現状と課題

「障害者基本法」が平成23（2011）年に一部改正され、全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念の下、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することとされています。

また、「教育基本法」では、国および地方公共団体は、障害のある者がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう教育上必要な支援を講じるよう規定しており、本区においても幼稚園から中学校までを通じて、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行っていくことが求められています。

本区における発達の障害に関する相談件数は、年々増加しており、特別支援教育アドバイザーによる巡回指導、専任教育相談員の派遣、学習指導補助員や特別支援教育補佐員の配置などの支援体制を構築するとともに、平成26（2014）年度には京橋築地小学校で通級指導学級を開設し、特別支援教育の充実を図っています（図7）。

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（平成24（2012）年12月文部科学省）」では、知的発達の遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は、全国の公立小・中学校に在籍する児童・生徒数の約6.5%となっています。

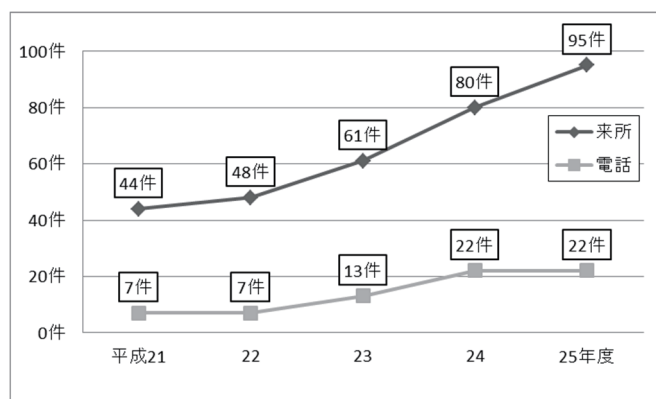
特に、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症などの幼児・児童・生徒は、その障害特性について周囲の人々から十分に理解されず、適切な指導を受けないまま学校生活が困難になることがあります。こうした幼児・児童・生徒を早期に発見し、適切な支援を行うことが課題となっています。

また、子どもたち一人ひとりのさまざまな障害特性に応じた特別支援学級や適切な学習の場の充実も求められています。

特別支援教育を推進するためには、教員の気づきが最も重要であり、特別支援教育に対する教員の意識と指導力を向上させ、学校全体で取り組むとともに、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、教育、福祉、医療、保健、就労等の関係機関がそれぞれの専門性を生かし、連携して支援を行っていくことが必要です。

(図7) 教育センター教育相談件数(平成21(2009)～25(2013)年度)

発達障害に関する相談(発達の障害・遅れ、自閉症・同疑い等)



○ 取組の方向

- ① 社会参加に向け一貫した特別支援教育体制の充実を図るため、福祉センターと連携した支援や個別の教育支援計画による支援体制の構築、特別支援教育専門員の配置や特別支援教育アドバイザーの派遣、学習指導補助員の配置など、すべての学校において実施する特別支援教育を推進します。
- ② 多様なニーズに対応した特別支援教育体制の充実を図るため、現在の固定制の特別支援学級（知的障害）と通級による指導学級（情緒障害など）に加え、明正小学校に言語障害や難聴のある児童を支援する通級指導学級を開設します。また、副籍制度による交流と共同学習を推進します。
さらに、すべての公立小学校において「特別支援教室」を導入する東京都教育委員会の計画に対して、導入に向けた準備を順次進めます。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① 社会参加に向け一貫した特別支援教育体制の充実

障害の早期発見・早期支援を図るとともに、就学前の幼児期から中学校卒業までの各教育段階における個別指導計画、個別の教育支援計画に基づく指導・支援や、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用し、関係機関と連携しながら一貫した特別支援教育体制を充実します。

34 福祉センターと連携した支援

乳幼児期からの発達障害の早期発見、早期の支援・相談の機能を備えた福祉センターと保育所・幼稚園、小中学校が連携して、就学前から義務教育修了までの期間、継続性のある就学相談や転学相談、教育相談を行うことにより、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。

35 個別の教育支援計画による支援

障害のある子どもたちが自立した生活が継続できるよう適切な支援を行うため、保護者や教育、福祉、医療、保健などの関係機関が適切な役割を担い、互いに連携を図りながら個別の教育支援計画を作成・活用し、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援体制の構築を図ります。

36 特別支援教育専門員

保護者からの就学に関する相談にきめ細かく対応するため、特別支援教育専門員が学校・幼稚園・保育所や保健所、福祉センターなどの子どもの発達に関わる機関と連携を図りながら、子どもたち一人ひとりに応じた適切な教育が受けられるよう就学相談を充実します。

37 特別支援教育アドバイザー

特別な教育的支援が必要と思われる子どもたちに関する専門的な指導・助言等を教員に行う臨床心理士等の資格を持った特別支援教育アドバイザーを、全小・中学校、幼稚園、特別支援学級に年3回派遣し、支援の必要な子どもたちの状況把握に努め、支援方法の検討を進めます。

38 学習指導補助員

特別な教育的支援を要する子どもが在籍する学級に対し、担任等の指導の下、きめ細かな支援を行い、学習指導を円滑にすることを目的として、必要に応じて学習指導補助員を配置します。

② 多様なニーズに対応した特別支援教育体制の充実

発達障害を含む子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、子どもたちの能力や可能性を伸ばすため、それぞれの障害に応じた専門的な支援を行います。

39 特別支援学級と通級指導学級

心身に障害のある子どもたちに対し、固定制の特別支援学級（知的障害）および通級指導学級（情緒障害等）を設け、特別支援教育補佐員を配置し、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導を行います。

また、言語障害や難聴のある子どもたちを支援する通級指導学級（言語障害・難聴）を明正小学校に開設します。

40 副籍制度による交流と共同学習

東京都立特別支援学校に在籍するすべての児童・生徒が、地域とのつながりの維持・継続を図るために、居住する学区域の指定校に副次的な籍（副籍）を置き、副籍校での交流等を行います。障害の有無に関わらず相互に支え合いながら暮らし、学ぶ社会の実現のために、副籍制度の充実と共同学習を推進します。

41 小学校における特別支援教室

東京都教育委員会では、平成28（2016）年度からすべての公立小学校において「特別支援教室」を導入する計画です。本区においても、適切な時期に特別支援教室の導入ができるよう準備を進めます。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
特別支援教室の導入 (東京都教育委員会)	*指導方法・計画 の策定	*導入準備 *順次導入			→

(5) 就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性

○ 現状と課題

就学前教育では、人格形成の基礎を培う幼児教育全体の重要性が指摘されており、義務教育への円滑な接続を考慮した保育所と幼稚園との教育的機能の連携や、保育所・幼稚園と小学校との連携とともに、幼児教育の質的向上を図ることが求められています。

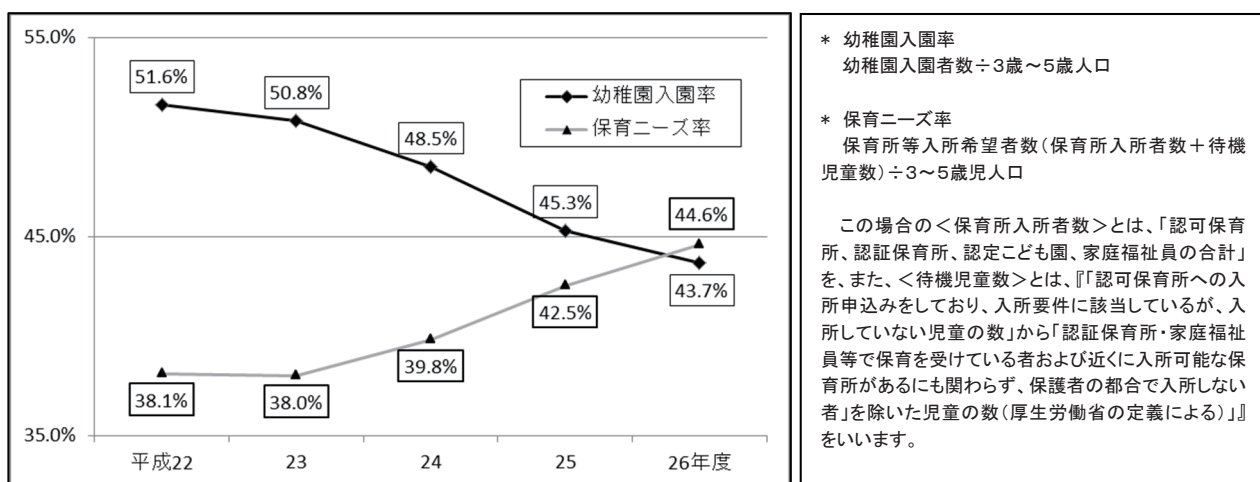
平成27（2015）年度から、「子ども・子育て関連3法」に基づき、「子ども・子育て支援新制度」がスタートする中、本区では、人口増加に比例して出生数が大幅に増加するとともに、保育所への入所ニーズ率が幼稚園への入園率を上回る状況になっており、保育所と幼稚園が連携した就学前教育をさらに充実させる必要があります（図8）。

また、近年、小学校1年生が授業中に立ち歩く、担任の指示に従わないなどの「小1プロブレム」や、中学校進学時の心理的な不安や学校不適応、学習のつまずきなどの「中1ギャップ」への対応が求められており、現在、国及び東京都では、小学校第1学年及び第2学年と中学校第1学年における35人学級を実施しています。

本区でも、これまで保育士と教員との連絡会や合同研修会の実施や、学習カリキュラムの連携を中心とした小中一貫教育の在り方など、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」への適切な対応を研究してまいりましたが、今後とも、これらの施策の充実を図り、就学前教育から義務教育9年間に至る学びの連続性を確保していくことが求められています。

また、中央教育審議会から小中一貫教育の制度化をはじめとする小・中学校間の連携・接続について、国に答申が出されており、この動向にも注視していく必要があります。

(図8) 保育ニーズ率と幼稚園入園率の比較(各年度4月1日現在)



○ 取組の方向

- ① 保育所・幼稚園と小学校の連携強化を図るため、相互交流を積極的に行うとともに、保育士と教員との連絡会や合同研修会を実施するなど、就学前教育の充実を進めます。
- ② 幼児教育の推進と子育て支援機能の充実を図るため、幼児教育の充実や運動能力の向上を意識した運動遊びをはじめ、保護者のニーズに応じた子育て相談や子育てに関する情報の提供などの保育・教育を推進します。
- ③ 小学校と中学校の連携により、中学校への移行期における中学校授業体験や教員相互の授業参観、指導方法の研究会などを通して、積極的な連携・交流を進めます。
- ④ 中学校卒業後の進路や将来の生き方に夢や希望を持ち、その実現を目指して学校生活や学習に意欲的に取り組めるよう、中学校と高等学校との交流を推進します。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① 保育所・幼稚園と小学校の連携強化

保育所・幼稚園と小学校が、連携を図ることを通して、幼児教育全体の充実と学びや活動の連続性を生かした小学校教育への円滑な接続に向けた取組を進めます。

42 保幼小における合同連絡会・研修会等

保育所と幼稚園の教育の充実を図るため、保育士、幼稚園・小学校教員の合同研修会等を開催し、小学校への円滑な接続に向けて共同して取り組む事業を推進するとともに、幼児・児童の交流活動や連携の強化に向けて、研修会の内容や協議方法等の見直しを図ります。

43 保幼小の接続期カリキュラム（仮称）

幼稚園と小学校で作成されていた小学校入学へ向かう集団生活や学習態度を示した「幼稚園アプローチカリキュラム」および入学直後の段階的な学校生活・学習を示した「小学校スタートカリキュラム」を保育所での生活・保育を含めた保幼小の一体的な視点を備えた「保幼小の接続期カリキュラム」として再編成して、保幼小の接続期における子どもたちの段階的な意欲や態度の育成を目指して実践します。

② 幼児教育の推進と子育て支援機能の充実

保育所・幼稚園から小学校への円滑な接続を図るため、幼児期から規範意識や思考力の芽生えを育成するとともに、子どもたちが運動遊びを通して体を動かす楽しさを十分に感じることができる教育・保育を充実させます。

また、保護者のニーズに応えるため、子育てに関する支援や預かり保育の充実を推進します。

44 幼児教育リーフレットの活用

保育所と幼稚園における教育の理解と小学校への円滑な接続についての理解を促すために、区独自に作成した保護者向けリーフレットを毎年度、各保育所・認定こども園・幼稚園を通じて保護者に配布し、家庭生活での子育ての一助となるよう活用を図ります。

また、教員・保育士についても、このリーフレットを活用した指導・保育の充実を図ります。

45 幼児期からの運動

国の「体力・運動能力調査」や東京都教育委員会が実施している「公立幼稚園5歳児の運動能力に関する調査研究」などから、幼児期からの運動の促進が必要とされており、国の「幼児期運動指針」などに示された遊びの中で行われる多様な動きについて、日常生活において、意識的に取り入れた実践を行います。

また、運動促進が図れるよう必要な指導・保育について、専門性を高める教員研修を実施します。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
幼児期からの運動能力の向上を意識した運動の推進	*運動遊び推進園での先行実施 *教員研修の実施	→	*全園での推進	→	→

46 幼稚園における預かり保育

通院・看護等のため、幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、現在3園で実施している預かり保育を拡充します。

③ 小学校と中学校の連携強化

小・中学校の学びの連続性を踏まえ、確かな学力の向上を目指し、小・中学校が共通して取り組むべき指導内容や指導方法、授業展開等、小学校の高学年から中学校への移行期における学習の接続について、教員や児童・生徒の交流による連携を強化します。

47 小・中学校教員の交流による研究・協議

中学校への円滑な接続を図るため、小・中学校教員の交流により、学習指導・生活指導等での連携を深め、中学校教員による小学校での出前授業や教員相互の研究授業などによる研究・協議を推進します。

48 小・中学生の交流活動

児童が中学校での学習や生活について希望や意欲、目標を持って進学できるよう、小学生の中学校体験入学や部活動体験入部など小・中学校の積極的な連携・交流活動を推進します。

教員研修【再掲 (41頁)】

④ 中学校と高等学校との交流の推進

中学校が、高等学校との交流・連携を創意工夫して目指す中で、中学生が希望と意欲を持って将来の生き方を切り拓けるよう、現在行われている区内高等学校との交流に加え、多様な高等学校と区立中学校の交流を促進し、より有効な連携の在り方について検討・協議を進めていきます。

49 中学生と高校生との交流活動

区内の高等学校に加え、東京都内の高校生、さらには母校を卒業した高校生・大学生・社会人なども含め、学習や部活動などさまざまな活動や交流を拡大し、中学校から高等学校への個性・能力をさらに伸ばす中学校教育を推進します。

50 教員研修会での交流

本区の初任者研修会での高等学校訪問や、進路指導主任研修会における高等学校教員による講座の開催など、情報交換を積極的に推進し、進路指導の充実を図ります。

(6) オリンピック・パラリンピック教育の推進

○ 現状と課題

本区では、これまでスポーツに対する関心・意欲を高めるため、オリンピック・パラリンピック等で活躍したアスリートを学校に招き、スポーツの技術指導や目標に向かって努力することの大切さを学ぶ学習などを行ってきました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、本区には選手村が建設されることとなりました。東京都の立候補ファイルの教育プログラムには、オリンピック・パラリンピックに参加する国や地域の文化や歴史を学び、その国の人々との交流を図る「一校一国運動」などが位置付けられています。1998年長野大会で始まった「一校一国運動」は、その後の大会でも形を変えて継承されており、2012年ロンドン大会においても創意工夫あるオリンピック・パラリンピック教育が行われました(表2)。

今後、東京大会を踏まえたオリンピック・パラリンピック教育を通して、子どもたちの目標や夢と希望を一層育むことが期待されています。

本区では、平成26(2014)年度に東京都教育委員会のオリンピック教育推進校に5校(園)が指定を受けるとともに、全校(園)でオリンピック・パラリンピック教育の取組をスタートさせたところです。アジアで初となる2度目の東京開催は、戦後70年間、日本が平和な社会を築いてきたからこそ、決定されたものでもあり、平和の尊さを実感し、進んで平和な社会の実現に貢献する子どもたちを育てていくことが大切です。

また、オリンピック・パラリンピック教育では、その歴史や意義、世界の国や地域、多様なスポーツを学ぶだけではなく、オリンピック・パラリンピック大会自体が国や民族、宗教、障害の有無を越えて一つになる場であることから、誰もが平等で、互いを認め合いながら共に生きる共生社会の実現を担うことができる子どもたちの育成が求められています。

さらに、開催には多くのボランティア人材が必要となることから、本区の子どもたちが、進んでボランティア活動に携わろうとする態度や行動力を備えていくことも必要です。

(表2) 「一校一国運動」の取組の概要

	対象校	主な取組・活動
1998年 長野大会	長野市内の 小学校、中学校と 特別支援学校の計76校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交流校との文通やメール交換 ○ 特定国の選手団、大会関係者との交流 ○ 競技場での特定国の応援、学校での交流 ○ 国際交流新聞の発行
2012年 ロンドン大会	ロンドン市内の オリンピック大会1,447校、 パラリンピック大会989校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一校一チームの応援 ○ リーダー育成によるボランティアの参画 ○ 各国の学校と姉妹提携、ホームステイの受入れ

○ 取組の方向

- ① 児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念を学ぶ学習を行うとともに、参加国や参加地域の文化や歴史などを学習し理解を深め、平和な社会に貢献する態度を育成します。
- ② 園児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピアンとの交流を通して、運動・スポーツに一層親しみ、運動能力や体力向上を図るとともに、目標や夢と希望を持って努力する心を育みます。
- また、共生社会の実現のため、パラリンピアンや障害のある人との交流を通して、理解を深め、ボランティア精神を養います。
- スポーツや文化活動などに功績が顕著な児童・生徒たちを表彰します。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① オリンピック・パラリンピックから学ぶ教育の推進

オリンピック・パラリンピック教育の「知」の側面として、学校においてオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念を学ぶ学習を積極的に進めるとともに、「一校一国運動」など、学校などの単位で世界の国々や地域を調べる学習やその国の人や学校との交流も含めた取組を通じ、相互理解を深める活動を推進します。

51 オリンピック・パラリンピック学習

保健体育科や社会科、総合的な学習の時間などにおいて、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念、オリンピック憲章などに関する学習を行うとともに、その発表の機会を積極的に取り入れます。

また、オリンピック・パラリンピックに関わる多様な教材の活用を図り、英語学習や外国語活動とも連携して、国際的な視点で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
オリンピック・パラリンピックの歴史・意義・理念を学ぶ学習の推進	*オリンピック・パラリンピック学習の実施	*オリンピック・パラリンピック読本の活用			→

52 中央区版「一校一国運動」を通じた学習

東京都教育委員会とも連携しながら、各幼稚園・学校が主体性と創意工夫を發揮しオリンピック・パラリンピックに関わる国・地域に対する応援活動や、その国・地域の文化やあいさつなどの言葉を学習する活動に加え、交流も含めた中央区版「一校一国運動」に取り組みます。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
中央区版「一校一國運動」の実施	*実施計画の策定 (モデル校での先行実施)	*中央区版「一校一國運動」の全校実施			→
		*東京都教育委員会と連携した「一校一國運動」の実施			→

② 心身の調和のとれた子どもの育成

スポーツは、体力や技術の向上はもとより、フェアプレイ精神や他者への尊重、努力する大切さなど心身の調和のとれた人間性を育みます。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会は、さまざまな国や人を結び、共生社会の実現や平和な社会に貢献する心を育みます。

外国人や障害のある人への理解を通して、共生社会の実現やボランティア精神を身に付ける子どもたちの育成を図ります。

53 オリンピック・パラリンピック教育実践校

東京都教育委員会による「オリンピック教育推進校」のほか、本区独自に「オリンピック・パラリンピック教育実践校」を指定し、オリンピック・パラリンピアンを講師として招くなど、多様なスポーツ教室や講演会を実施します。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
スポーツ学習の推進とチャレンジ精神の育成	*「オリンピック・パラリンピック教育実践校」の指定				→
		*スポーツ教室・講演会の実施			→

54 共生社会に貢献する態度とボランティア精神の育成

小・中学生が、パラリンピックや障害者スポーツなどの学習や体験を通して、共生社会の一員としての態度を身に付けるとともに、オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にボランティア精神の醸成を図るため、児童会・生徒会が主体的にボランティア活動を実施し、積極的に社会に貢献する子どもたちを育みます。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
ボランティア活動の普及	*接遇教室・ボランティア活動の実施				→

55 教育委員会による児童・生徒等の表彰

スポーツ・文化面の部活動やコンクール等において、努力している子どもたちを応援し、学校教育の一層の充実を図るため、その功績が顕著な児童・生徒等に対し教育委員会による表彰を行います。

2 「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり

(1) 教員の資質と能力の向上

○ 現状と課題

学校教育において、子どもの最大の教育環境といえるのは教員であり、子どもたち一人ひとりの性格や能力に応じてその可能性を伸ばしていくことが教員の使命です。子どもの教育の直接の担い手として、その後の人格形成にも大きな影響を与える教員の役割は大変重要であり、絶えず指導者として、また、子どもたちの理解者としての資質・能力の向上に努めることが求められています。

このような状況の中、近年、経験年数が1年から10年までの教員が5割を超える状況となっており、資質・能力の向上を図る研修はもとより、特別支援教育や新たな教育課題への研修など、教員全体の指導力を向上させる必要があります(図9)。

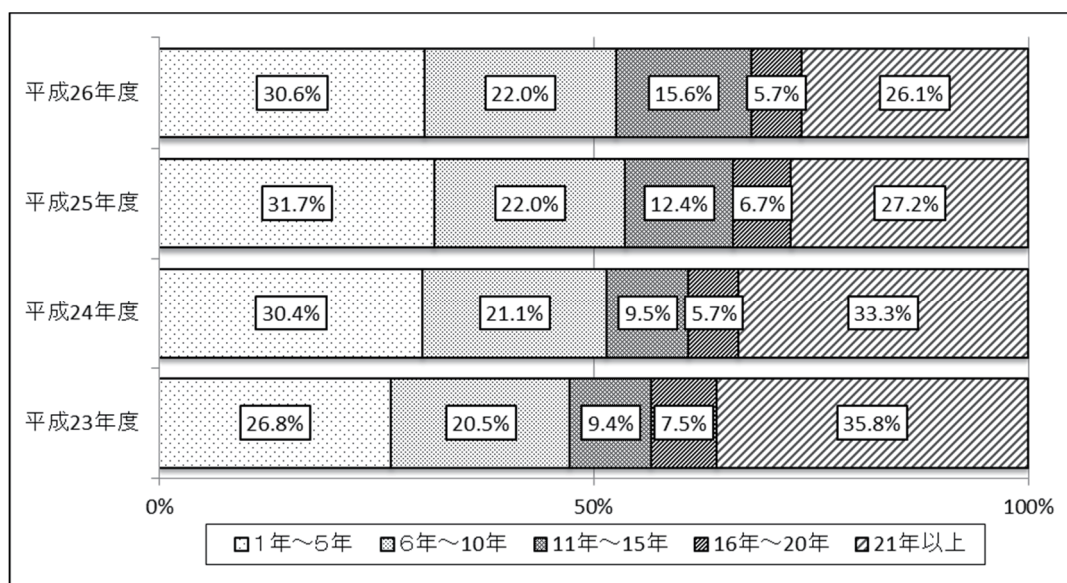
このため、校内のOJTはもとより、教育センターにおける研修の強化や本区独自の優れた指導力を持つメンタティーチャー制度の活用により若手教員への研修に取り組んできました。

今後も、すべての教員が、校内のOJTや授業力の向上を図る研修に取り組んでいくとともに、国際化や情報化など社会の変化に対応した指導力や、特別支援教育の充実など、さまざまな教育課題に必要な指導力を身に付け、教員としての資質・能力を向上させるために、絶えず研鑽を積むことが求められています。

また、教員が、子どもと向き合う時間を充実させ、教員同士が指導方法を十分研究する機会を増やすために、会議運営や校務分掌の改善を図るとともに、子どもの学習・生活・保健等に関する事務を効率的に処理できるシステムを構築するなど、教員をサポートする体制を整備することや校務の情報化に取り組むことが求められています。

(図9) 幼・小・中学校教員経験年数分布(管理職除く。)

(各年度：年度末現在)



○ 取組の方向

- ① 意欲と指導力にあふれる教員を育成するため、教員の資質と指導力を向上させる
○ J Tや職層に応じた研修などを充実します。また、メンタティーチャー制度の活用により、意欲と指導力にあふれた教員の育成を図ります。
- ② 教員に対するサポート体制の充実を図り、教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間を充実させるため、校務の効率化やメンタルヘルス対策など、校内・外の支援体制づくりを推進します。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① 意欲と指導力にあふれる教員の育成

教員としての資質・指導力の向上を図るため、学校内外において教育課題を先取りした組織的な研修を行うとともに、若手教員に対する基礎的・基本的な内容の研修を充実します。

また、教育センターにおける研修機能の強化を図ることで、学校での教育活動を支援していきます。

56 教員研修

初任者から10年間の研修プログラムにより、重点的に若手教員の指導力の向上を図るとともに、教員それぞれに求められている力を身に付けさせるために、職層研修を充実します。

また、「基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用する学習活動」の授業を実践するため、指導法研修会はもとより、国際化への対応や特別支援教育の充実など今日的な教育課題に対する研修を充実します。

57 教育センターの機能強化

子どもや保護者を対象とした教育相談はもとより、経験豊富な退職教員等を活用した教員研修や若手教員の育成のための学校訪問などを充実し、学校支援を推進します。

58 メンタティーチャーによる教員指導

優れた指導力を持つ教員を「メンタティーチャー」として認定し、若手教員等に対して、指導・助言などの活動を通して、教員の授業力向上を図ります。

なお、メンタティーチャーに対しては、その資質・指導力を向上させるために専門研修や研究支援等を実施します。

59 授業力向上の推進

国や東京都教育委員会の制度を活用した研究推進校指定による授業力向上の取組に加え、本区独自の研究奨励校が実施した効果的な授業に関する研究成果や中央区教育会の研究実践などを全校に普及していきます。

② 教員に対するサポート体制の充実

教員が子どもたちの学習やさまざまな活動にきめ細かに向き合い、教材研究をしっかり行うための時間の確保をはじめ、多様な学校の課題に対応する教員への支援、校務を効率的・円滑に進める体制づくりなど学校支援体制を強化します。

また、学校に対する理不尽な要求や苦情などの対応については、学校での組織的な取組のみならず、教育委員会においても積極的な支援を行います。

60 校務支援システム

各学校（園）において、園児・児童・生徒の基本情報を一元管理し、情報の共有や効率的な活用を図るとともに、情報管理をさらに徹底するため、校務支援システムを導入し、有効に活用します。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
校務支援システムの活用	*校務支援システムの導入・活用	*校務支援システムの活用			→

61 教員への支援

教員が心身ともに健康を維持して教育に携わるための支援として、教職員のメンタルヘルスへの相談やケアができるサポート体制を推進するとともに、学校に対する理不尽な要求・苦情への対応に関する相談などには、教育委員会が学校・幼稚園、関係諸機関と連携を図りながら教員への支援や各種の教育課題に対応した学校支援を充実します。

(2) 子どもと保護者に期待される学校づくり

○ 現状と課題

学校教育は、子どもたち一人ひとりの個性・能力を伸ばし、人生をよりよく生きる力や社会を支える形成者としての資質を育むことが求められており、学校や幼稚園は、子どもや保護者から、期待され、信頼される場であることが大切です。

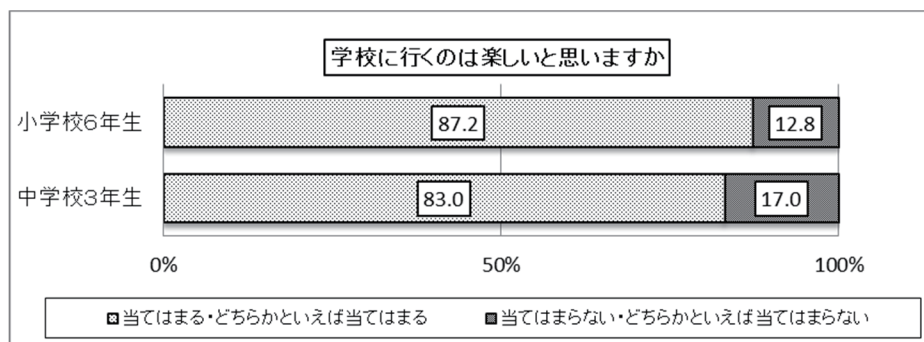
これまで本区の学校・幼稚園は、特色ある教育活動を進めながら、子どもたちが、生き生きと学習や生活できる学校づくりを推進してきました。

全国学力・学習状況調査（平成26（2014）年度）における意識調査では、学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合が高いものの、すべての子どもたちにとって学校が心の居場所になることが求められます。

そのためには、クラスや学校の仲間と充実した学習や生活を送れることはもとより、学校行事や部活動など、魅力ある学校づくりが必要です。

また、子どもや保護者の教育ニーズを踏まえた中学校の自由選択制や小学校の特認校制度については目的に沿って定着してきていることから、今後も必要な見直しを行いながら対応を図るとともに、幼稚園・小学校・中学校の接続段階で、学校・幼稚園が、子どもや保護者と向き合っってその不安を解消することや、自己の進路選択に向けた相談・進路指導の取組を一層充実することが課題となっています。

(図10) 全国学力・学習状況調査における意識調査結果(平成26(2014)年度)



○ 取組の方向

- ① 子どもたちの実態や地域の実情に応じた創意工夫による特色ある教育活動を展開し、地域との連携により魅力ある学校づくりを推進します。
- ② 自己の進路選択に向けた相談・進路指導の取組を一層推進します。
- ③ 生徒のニーズに応じた専門的な知識・技術や指導力を有する外部指導員を配置し、部活動の活性化を図ります。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① 魅力ある学校づくりの推進

学校・幼稚園は、それぞれの子どもたちの実態や地域の実情に応じ、学力向上の取組や感性・情操を育む教育、文化・伝統等の地域に根ざした活動、心と体を育てる体験学習など、各校の自主性と創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを推進します。

62 特色ある教育活動

各学校では、自主性と創意工夫を生かし、学力向上の取組や感性・情操を育む教育、文化・伝統等の地域に根ざした活動、心と体を育てる体験学習など、さまざまな教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを推進します。

② 進路に対する支援の推進

子どもたちの発達段階に応じて、子どもたちが自己を見つめ、自己の進路・方向性を選択できる能力と望ましい勤労観・職業観を身に付けるよう進路指導を充実します。

また、中学校の生徒に対しては、ガイダンスや個別の進路相談等の充実を図るとともに、小学校の児童に対しては、中学校との連携の下、中1ギャップの未然防止と中学校進学に関する不安を解消するための取組を進めます。

また、幼児に対しては、小1プロブレムの対応として、幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続を図ります。

63 中学校体験入学会

文化祭や運動会、学校公開はもとより、部活動などさまざまな機会を捉えた体験入学会を行います。

また、学校説明会を積極的に開催し、保護者の理解を深めます。

64 中学校における進路指導

進学希望先の学校調べや学校訪問、職場体験などキャリア教育を充実するとともに、進路指導との効果的な連携を図ります。

また、子ども一人ひとりの進路に対するニーズを把握し、十分な進路情報やきめ細かな進路面談を行うなど指導体制の強化を推進します。

保幼小の接続期カリキュラム（仮称）【再掲（34頁）】

③ 部活動の活性化

個性を伸ばし、豊かな人間関係を学ぶ機会や、子どもの健全な育成、生涯学習の基礎づくりの場となる中学校の部活動を充実し、安定的な運営を確保するため外部指導員等を活用し、部活動の活性化を図ります。

65 中学校における部活動の推進

部活動の活性化に向け、生徒のニーズに応じた専門的な知識・技術や指導力を有する外部指導員を配置するとともに、顧問の教員が不在時にも活動ができるよう外部指導員に校内における指導業務を委嘱するなど、その活用を図ります。

多様な人材の活用推進【再掲（52頁）】

(3) 信頼される学校づくり

○ 現状と課題

教育にとって、家庭や地域社会の協力が不可欠であることから、保護者や地域住民などが情報や課題を教員と共有しながら、学校と良好な信頼関係を築き、協力して子どもを育む体制づくりが必要です。

学校は、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携していくことが求められていると同時に、保護者や地域住民は、学校と共に地域の教育や子どもが受ける教育に責任を負うとの認識の下、学校運営に協力していくことが重要です。

平成25（2013）年に中央教育審議会から答申された「今後の地方教育行政の在り方について」においては、地域と共にある学校づくりの重要性が提言され、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って公立学校の運営に参画するコミュニティ・スクールづくりが進められた結果、平成26（2014）年度現在、全国で1,919校となっております。

本区では、都心居住の特性として地域の教育力の低下が指摘されているものの、各学校は地域の核であるとの意識の下、学校と家庭・地域社会との間で、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する風土や保護者・地域住民が連携・協力しながら、その力を学校運営に生かす学校づくりが営まれています。

近年では、平成18（2006）年度から教育に対する理解と見識のある地域関係者や学識経験者が、学校運営に関し意見を述べる学校評議員制度を全校（園）で導入するとともに、平成20（2008）年度から保護者、児童・生徒アンケートも取り入れて学校の教育活動等を評価する学校評価を実施しています。平成23（2011）年度から平成25（2013）年度の保護者アンケート調査では、学校に対しての評価が上がっているものの、さらなる向上が求められています（図11）。

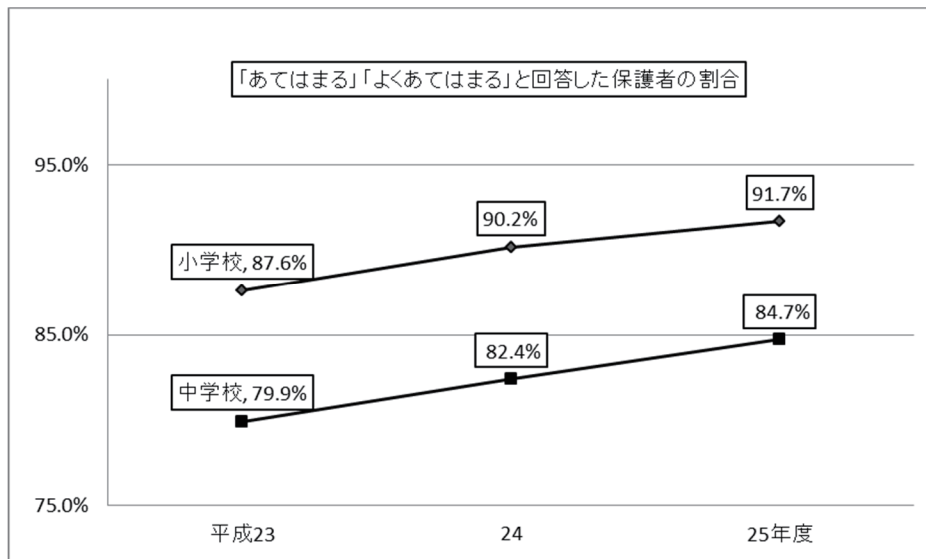
また、学校評価においては、4年に1度の周期で、学校運営に専門的な見識のある第三者を加え、客観性・信頼性を高めています。今後とも、学校評価の結果を学校運営に反映させて継続的に改善していくことが必要です。

現在、各学校は学校の実情にあった学校公開や学校行事に取り組んでいます。これからも、保護者や地域住民が参加しやすい学校公開の機会を充実することはもとより、ホームページなどを工夫して、学校の教育活動に関する情報を積極的に発信するなど、説明責任を果たすことが重要となってきています。

公立学校は、保護者・地域と共に歩む学校づくりが基本であり、今後とも保護者や地域住民との連携・協力を十分に図りながら、信頼される学校づくりを進める必要があります。

(図11) 学校評価で行う保護者アンケート調査結果(平成23(2011)~25(2013)年度)

(設問 小学校): 学校は、保護者にとって連絡しやすく適切に対応しているか
 (設問 中学校): 教職員は、組織的に一致団結して教育活動に取り組んでいるか



○ 取組の方向

- ① 各学校・幼稚園は、指導方針や教育活動などの情報を積極的に公開し、保護者や地域から理解と協力を得られる取組を進めます。
- ② 学校評議員制度や学校評価を活用し、自律的・継続的に学校運営の改善を図り、学校・保護者・地域が同じ目標の下、子どもたちを共に育む教育を推進します。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① 学校情報の積極的な公開

学校のホームページや広報誌の充実、学校公開により、開かれた学校づくりと学校の教育活動の状況を積極的に公開します。

66 ホームページ等による学校情報の公開

各学校・幼稚園は、教育目標や重点目標、学校(園)の経営方針、授業改善プラン、学校評価報告書、特色ある教育活動などを学校・幼稚園のホームページや広報誌などで積極的に公開するとともに、子どもたちが意欲的に取り組んでいる学校行事や教育活動の様子を個人情報の保護の下で、写真や動画などを交えて紹介するなど、開かれた学校づくりを推進します。

67 学校公開

各小・中学校は、保護者や地域住民を対象に普段の授業や教育活動を公開することにより学校教育への理解と関心を高めるため、学校公開を年間5回以上開催します。

② 保護者や地域住民が参加する学校運営

学校評議員制度や学校評価の活用により、学校運営を自律的・継続的に改善し、保護者や地域と協働しながら信頼される学校づくりを推進します。

68 学校評議員制度

信頼される学校づくりを推進するため、全小・中学校と幼稚園に学校評議員会を設置し、学校経営方針や学校運営、教育活動などに関し積極的な意見交換を推進します。

また、保護者会等において、学校評議員会で出された意見等を周知するとともに、広く保護者の意見の聴取にも努めます。

69 学校評価

中央区学校評価ガイドラインに基づき、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定、自己評価、学校関係者評価を行い、その結果を公表するとともに、4年に1度の周期で学校運営に専門的な見識のある第三者を加えた外部評価を実施し、学校運営や教育活動の改善を図ります。

70 地域による学校サポート

保護者や地域住民との連携・協力の下、学習サポートや美化活動、あいさつ運動、防犯活動、夏季特別活動、行事支援など、地域による学校の支援体制を推進し、学校活動の充実を図ります。

(4) 良好な学校環境の充実

○ 現状と課題

子どもたちが質の高い空間で学ぶことができるとともに、安全に安心して学校（園）生活を送れるよう、良好な学校環境の充実に向けた取組は重要です。

近年、本区の定住人口は力強い増加傾向が続いており、教室不足に陥らないよう「教育環境の整備に関する基礎調査」（平成25（2013）年2月）を実施し、5校（園）の増改築と調査以降の新たな開発計画の進捗に伴い1校（園）の増築が必要となり、計画的な施設整備を行うことが課題となっています。

また、施設整備の際には、安全性や環境に配慮した施設の整備はもとより、多くの人が使いやすい教室、校（園）舎のユニバーサルデザインや防災機能を高めた学校づくりが求められています。

○ 取組の方向

- ① 園児・児童数の増加や老朽化に伴う計画的な学校施設の改築・改修を進めるとともに、地域コミュニティの核としてバリアフリーや防災拠点など機能の充実を図ります。
- ② 環境への負荷の低減を図るため、校舎等の増改築や保全・改修に併せてエコスクールを推進します。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① 学校施設等の機能の充実

「教育環境の整備に関する基礎調査」（平成25（2013）年2月）や調査以降に増築が必要となった学校施設について、それぞれの学校の特性に応じた特色ある整備を着実に進めるとともに、防災拠点や地域コミュニティの核としての機能の充実を図ります。

また、首都直下型地震の新たな被害想定等を踏まえ、各幼稚園・学校の危機管理マニュアルを適切に運用します。

71 計画的な学校施設の増改築

増改築が必要となった日本橋小学校・幼稚園、有馬小学校・幼稚園、久松小学校・幼稚園、月島第二小学校・幼稚園、豊海小学校・幼稚園および月島第三小学校・晴海幼稚園については、順次、増改築を実施します。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
計画的な増改築の 実施	*日本橋小学校・ 幼稚園改修工事实 施設計	*改修工事	→	*開設	
	*有馬小学校・幼 稚園増築工事	→	*開設		
	*久松小学校・幼 稚園増築工事	*開設			
	*月島第二小学 校・幼稚園開設				
	*豊海小学校・幼 稚園改築工事	*開設			
	*月島第三小学 校・晴海幼稚園増 築工事	→		*開設	

72 学校施設等の機能充実

経年劣化への対応や施設・設備の機能充実・長寿命化を図るため、学校施設の保全・改修を計画的に進めます。

なお、施設整備に際しては、安全性や環境に配慮した施設の整備はもとより、多くの人が使いやすい教室、校（園）舎のユニバーサルデザインや防災機能を高めた学校づくりを推進します。

73 学校危機管理マニュアル

首都直下型地震の新たな被害想定等を踏まえ、平成26（2014）年3月に修正した「学校危機管理マニュアル」について、災害時等に子どもたちの安全確保がさらに徹底できるよう、学校環境の変化に即して各幼稚園・学校の危機管理マニュアルを見直します。

② エコスクールの推進

校舎等の改築や保全・改修に併せ、各学校の状況に応じた創意工夫を行い、「中央区環境行動計画（平成20（2008）年3月）」や「中央区緑の基本方針（平成21（2009）年3月）」の趣旨を踏まえた学校の緑化と、自然エネルギーを利用したエコスクールの推進に努めます。

また、それらを活用した環境教育の取組も推進します。

74 エコスクール

環境への負荷の低減を図るため、校舎等の増改築や保全・改修に併せて屋上緑化・壁面緑化・芝生化・学校ビオトープなどの緑化を推進するとともに、太陽光発電等の自然エネルギーの活用を進め、環境に配慮した学校施設の整備を図ります。

3 「社会全体」で支える子どもの健全な育成

(1) 地域との連携による子どもの健全な育成

○ 現状と課題

近年、地域の教育力の低下が指摘される中、「教育基本法」では、学校・家庭・地域住民等が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携・協力を努めることを定めており、学校だけでなく社会全体で子どもたちの健全な育成に取り組むことが求められています。

本区では、地域の多くの方々にゲストティーチャーとして学校の教育活動への協力・参画を得るなど、学校と地域が互いに結び付きを強めています。今後とも豊かな経験や豊富な知識を持った人材をより積極的に活用する仕組みづくりや、文化・芸術・歴史・伝統工芸・産業などの分野で活躍されている方々との連携をさらに推進する必要があります。

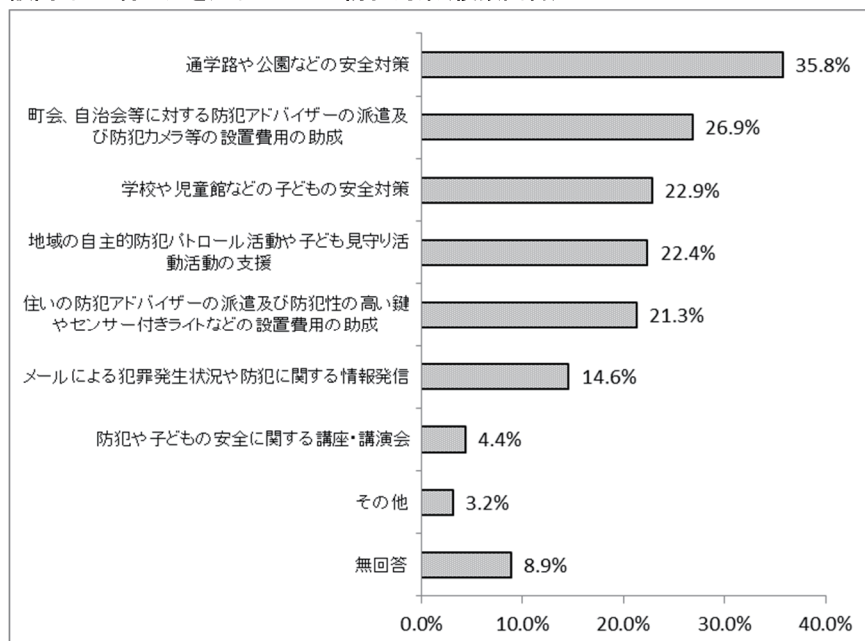
また、平成17（2005）年4月から学校施設を活用して、地域の協力を得ながら放課後や週末に子どもたちが安全に安心して過ごせる「子どもの居場所づくり」に取り組んでいますが、さらなる充実と児童館における学童クラブとの役割分担などについて課題があります。

一方、近年、全国各地で子どもが被害者となる凶悪犯罪が発生しており、第44回区政世論調査結果（平成26（2014）5月実施）においても、特に力を入れてほしい防犯対策として「通学路や公園などの安全対策」が35.8%となっています（図12）。

本区では、関係機関と連携し危険情報を保護者に配信する「こども安全安心メール」を実施するなど子どもの安全確保に努めています。これからも学校と家庭、地域、関係機関が、安全指導や安全体制において十分に連携し、地域全体で子どもたちの安全を見守ることのできる環境づくりや体制づくりを推進していくことが重要です。

（図12） 第44回区政世論調査結果（平成26（2014）5月実施）

設問：区に特に力を入れてほしい防犯対策（複数回答）



○ 取組の方向

- ① 地域の人材や学習資源の活用を図り、地域理解教室など地域の文化・歴史・風土等について、子どもたちが学べる機会を充実します。
- ② 学校施設を利用した地域行事等への積極的な参加や学校行事等に招待するなど、地域や区民との交流を積極的に推進します。
- ③ 放課後や土曜日などに子どもたちが安全に安心して過ごせるよう、小学校施設を活用した子どもの居場所「プレディ」を推進します。
- ④ 防災教育の充実や犯罪被害防止を図るセーフティ教室の実施、登下校時の安全確保や路上犯罪から子どもたちを守る安全・安心対策、小学校の通学路における防犯カメラの整備など、地域や関係機関等と連携した環境づくりを推進します。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① 地域の人材や学習資源を活用した教育の推進

地域の教育力を学校の教育活動などに積極的に活用し、学校支援体制を強化するため、各方面で活躍されている人材が講師となり、地域の文化・歴史・風土等を学べる機会などを積極的に設けます。

また、学習活動や部活動、環境美化などに協力していただける地域の方を登録した「教育地域人材バンク」の活用をはじめ、地域内外の方から学ぶ機会も充実します。

75 多様な人材の活用推進

地域の文化・歴史・風土などをさまざまな角度から学ぶ地域理解教育を充実するため、各方面で活躍されている地域の人材を、ゲストティーチャーとして積極的に活用します。

また、「教育地域人材バンク」を活用し、さまざまな教育活動に多様な地域の人材や学校ボランティア、サポーター等の情報提供を行います。

76 地域理解教室

各方面で活躍されている方々や地域の教育資源の活用を図り、子どもたちが周辺地域をはじめとした区内の文化・歴史・風土等について、さまざまな角度から学べる学習の機会を充実します。

② 地域交流の推進

学校行事のみならず、各種の区主催イベントやさまざまな地域行事等に子どもたちが積極的に参加することで、地域交流の活性化はもとより、体力向上や健全育成の推進、多世代交流を通じた社会性を身に付けていくことなどが期待されます。

そこで、地域コミュニティの拠点である学校としては、学校におけるPTA行事や学校を利用した地域行事等に子どもや保護者がより多く参加できるよう積極的な呼びかけを行うなど、地域住民の交流推進を支援します。

77 学校と地域との交流推進

学校行事や学校施設を利用した地域行事等への参加呼びかけはもとより、青少年対策地区委員会、青少年委員、民生・児童委員、主任児童委員、PTA、町会・自治会等とのさらなる相互協力・連携を推進し、それぞれの役割に応じた積極的な取組の展開により地域交流を推進します。

③ 子どもの居場所づくりの推進

子どもたちの放課後等の安全な居場所づくりと健全な育成を図るため、学校施設を活用した子どもの居場所づくりを推進します。

また、地域のサポーターの協力を得ることで世代間交流が図られ、地域コミュニティの活性化にも寄与していきます。

78 子どもの居場所「プレディ」

保護者の就労状況に関わらず、放課後や土曜日などに子どもたちが安全に安心して過ごせるよう、小学校施設を活用した子どもの居場所「プレディ」を推進します。

また、学童クラブとプレディ各々が持つ機能を最大限に生かすとともに、学童クラブ対象児童にも対応できるよう、開設時間の延長など一層の充実を図ります。

④ 関係機関等と連携した安全・安心な環境づくり

警察署や関係機関等と連携した各学校におけるセーフティ教室の実施など、子ども自身の危険回避能力を育成します。

また、登下校中や放課後における地域ぐるみの取組も、学校・家庭・地域・関係機関との連携強化の下、安全・安心な環境づくりに向け、さらに推進していきます。

79 地域と連携した防災教育の充実と安全教育

各学校・園において、安全の3領域（生活安全・交通安全・災害安全）の全体計画および年間指導計画を作成し、系統的・計画的に安全教育に取り組みます。特に、東日本大震災を踏まえ、補助教材「地震と安全」や「3.11を忘れない」などを活用し、子どもたちに災害時における危険について理解させるとともに、保護者や地域と連携した防災・避難訓練等を実施します。

80 セーフティ教室

家庭・学校・地域の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進し、児童・生徒の健全育成を図るとともに、携帯電話（スマートフォン含む。）の使い方やネット犯罪への対応、不審者への対応などを学ぶセーフティ教室を関係機関と連携して全小・中学校で実施します。

また、通学路安全マップの活用や警察と連携した自転車安全教室の実施など、交通安全の確保に向けた学習や安全指導を充実します。

81 地域と連携した子どもの安全安心対策

登下校時の安全確保や子どもたちを路上犯罪から守るため、小学校のPTAの協力を得た「安全パトロール」や、区内の家庭・店舗・事業所等の協力を得た「緊急時の避難所“こども110番”」を実施するなど、地域と連携した子どもの安全安心対策を推進します。

また、学校・警察や地域から連絡のあった不審者目撃情報などを登録した保護者の携帯電話等にメール送信する「こども安全安心メール」により注意を喚起するとともに、学校における保護者の登録率の向上を図ります。

82 小学校の通学路における防犯カメラの整備

小学校の通学路において登下校中に不審者による被害の未然防止を図るため、全小学校の通学路に防犯カメラを順次設置します。

5年後の目標	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
小学校の通学路における防犯カメラの整備・運用	*通学路における防犯カメラの整備・運用				

(2) 家庭教育力の向上

○ 現状と課題

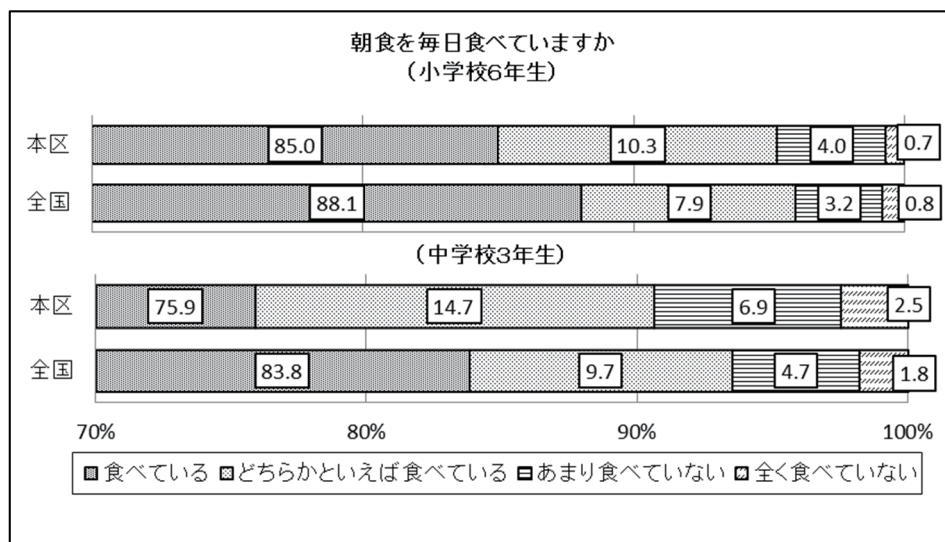
「教育基本法」では、保護者が子どもの教育の第一義的責任を有し、必要な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることと、国および地方公共団体が、家庭教育の自主性を尊重しつつその支援策を講ずるよう努めることを定めています。

しかし、近年、子育てに関する情報は、さまざまなメディアから情報が得られる一方、情報の氾濫から適切な判断に戸惑う状況も見受けられます。本区では、子ども家庭支援センター「きらら中央」や子育て交流サロン「あかちゃん天国」において、子育てに関するさまざまな相談や交流などの支援を実施しているほか、教育センターにおいて教育相談を実施し、子育ての悩みから教育に関する相談、しつけや育て方などの相談も寄せられています。

一方、平成26（2014）年度の全国学力・学習状況調査における意識調査では、「朝食を毎日食べていますか」の設問に、「全く食べていない」「あまり食べていない」と回答した児童・生徒が全国平均に比べ高くなっており、健康面や学力面への影響が懸念されます（図13）。

家庭が、すべての出発点であり、子どもに基本的な食習慣、生活習慣、倫理観、社会的なマナーを身に付けさせるなど、重要な役割を担っており、すべての家庭において、家庭での「親力」を高めていくことが重要です。

(図13) 全国学力・学習状況調査における意識調査結果(平成26(2014)年度)



○ 取組の方向

- ① 次代を担う子どもたちが、豊かな心で、元気に明るく輝いていくために、保護者が子どもを育てていく力「親力」の育成に向けた支援を行います。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① 子どもを育む「親力」の育成と支援

学習会等を通じて子育てする力の育成を図るとともに、子どもの望ましい基本的な生活習慣の育成を目的とした「子どもの生活リズムの向上」の普及啓発を積極的に展開します。

また、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、社会のルールを守ろうとする環境づくりや、「親力」を高めるための保護者への働きかけを推進します。

83 家庭教育の向上

親が子どもと真剣に向き合うことなど「親力」を高めるため、地域家庭教育推進協議会が行う家庭教育学習会や講演会、地域に出向く学習会等に加え、入園・入学説明会や保護者会等の機会を活用した取組など、幼稚園や小・中学校と同協議会が連携した日常的な保護者への働きかけを推進します。

教育相談【再掲（23頁）】

(3) 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援

○ 現状と課題

本区においては、急速な人口増加や区民の価値観・ライフスタイルの変化に伴い、余暇や学習活動へのニーズが多様化しています。一人ひとりが地域の中で生き生きと活動し、充実した人生を送るためには、生涯学習活動への取組が今後も重要です。

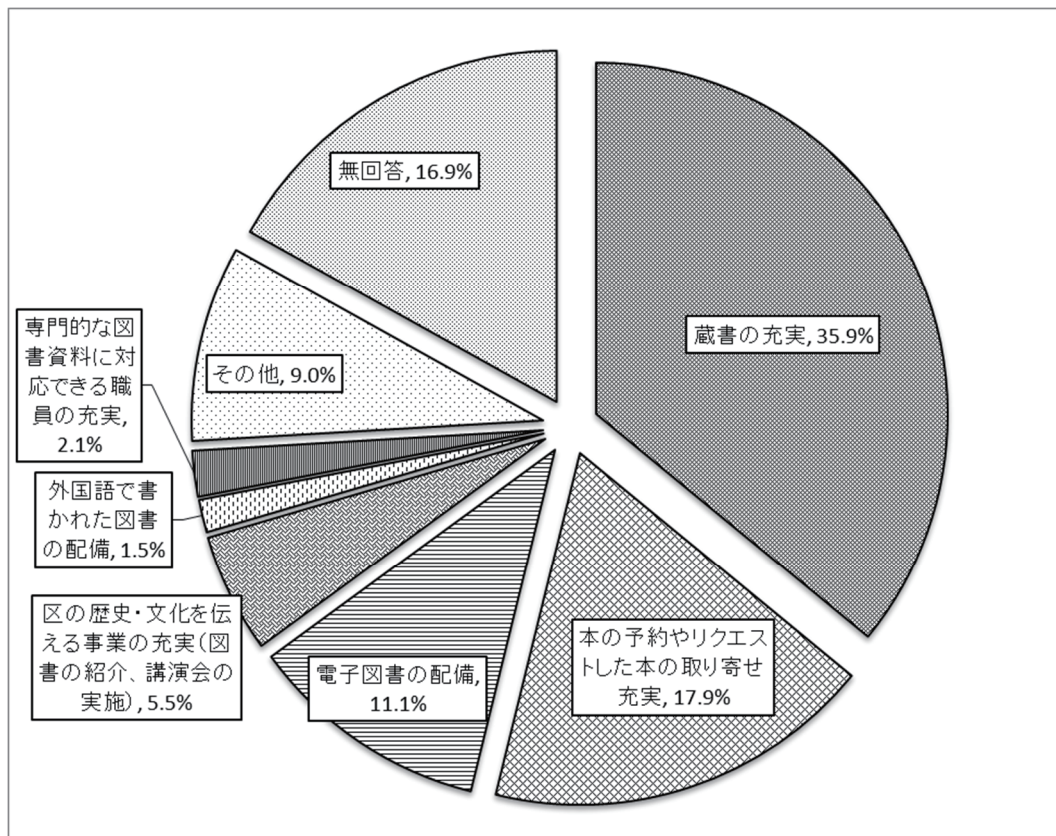
第44回区政世論調査（平成26（2014）5月実施）では、図書館に期待するものとして、「蔵書の充実」「本の予約やリクエストした本の取り寄せの充実」の割合が高く、より一層の蔵書構成の見直しや人気がある本をはじめとする区民ニーズの高い図書の充実などが求められています（図14）。

地域の情報拠点・学習拠点としての図書館では、区民の意向や社会的な動向に配慮しながら、図書を収集するとともに、図書相談機能や子どもが読書に親しむ環境を充実させることで、幅広い世代の知的好奇心に応えるよう取り組んでいます。

また、スポーツへの参加機会を増やすために区に望むこととして、「スポーツ施設の増設・充実」が高く、子どもから高齢者まで各年代の地域住民が、学校施設をスポーツなどの地域活動の有効な場所として、さらに活用できるよう努めることも必要です（図15）。

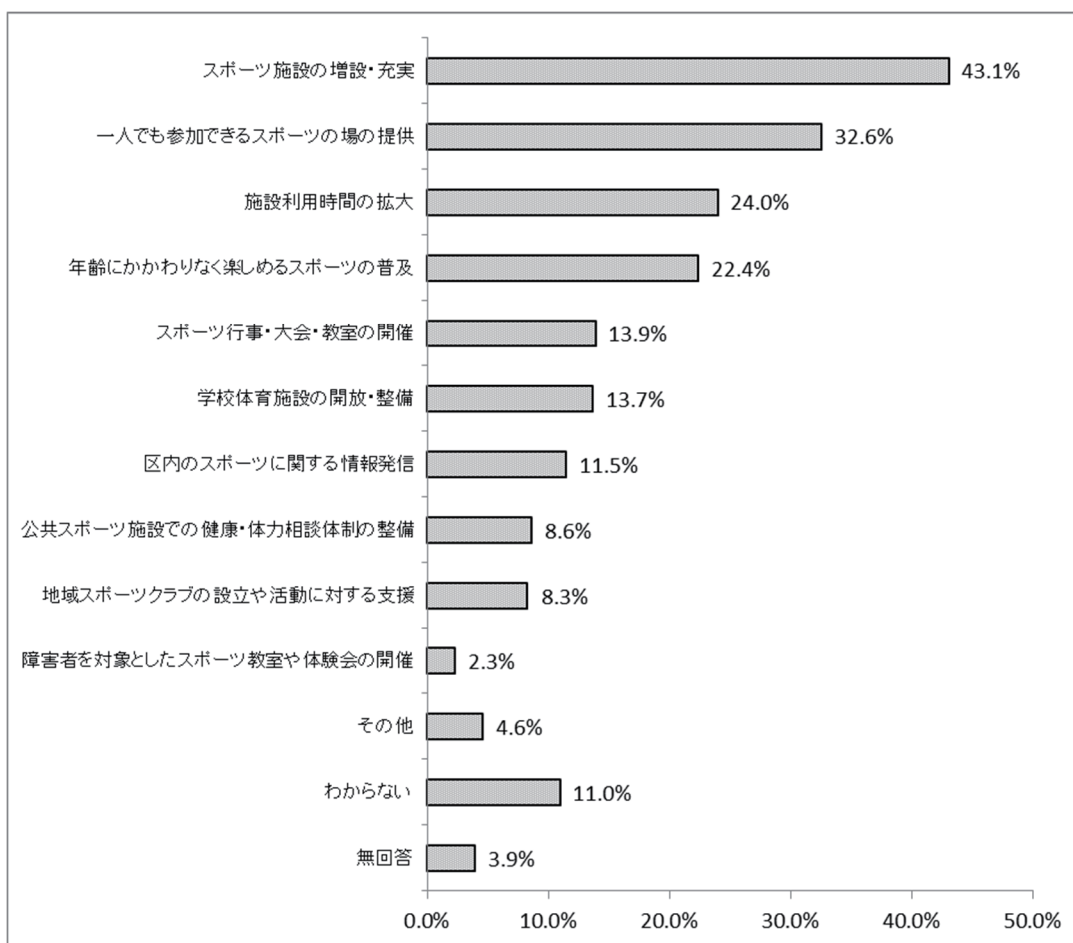
（図14） 第44回区政世論調査結果（平成26（2014）5月実施）

設問：図書館に期待するもの



(図15) 第44回区政世論調査結果(平成26(2014)5月実施)

設問:スポーツへの参加機会を増やすために区に望むこと(複数回答)



○ 取組の方向

- ① 生涯学習活動の推進に向け、図書館を地域の情報拠点・学習拠点と捉え、教養を高める学びの場として、図書館サービスの充実を図ります。また、「第二次中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、すべての子どもが自ら進んで読書に親しめるよう学校・家庭・地域が連携し積極的に読書活動を推進します。
- ② 学校施設などの開放を通じたスポーツ・レクリエーションや生涯学習活動の支援を推進します。

○ 後期5年間で実施する主要事業

① 地域の情報拠点・学習拠点としての図書館機能の充実

生涯学習の中心的施設として、誰でも利用しやすい図書館となるため、機能の一層の充実を図ります。

また、子どもの読書活動を推進する取組を充実するとともに、学校図書館への支援を推進します。

84 本の森ちゅうおうの整備

あらゆる世代が利用しやすく、高度情報化にも対応した図書館づくりを推進するため、本区の中央図書館である京橋図書館を移転整備し、生涯学習の中心的施設として機能の向上を図ります。

85 子ども読書活動の推進

「第二次中央区子ども読書活動推進計画（平成25（2013）3月策定）」に基づき、次代を担う子どもたちが「本を読むこと」を通じて、「知」を広げ健やかに成長できるよう、乳幼児から小・中学生、高校生等の各年齢層に応じた読書活動支援の充実を図ります。

また、子どもが自発的に図書館員の仕事を体験する「子ども図書館員」を実施し、本への親しみを深めるきっかけづくりを行い、子ども読書活動の振興を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心を育みます。

86 図書館地域資料の情報発信

図書館が地域資料として収集・保存・提供してきた江戸・東京の歴史や文化を伝える貴重な錦絵や絵はがきなどを、ホームページおよび図書館の専用端末で公開・提供するなど積極的な情報発信を行います。

② 学校施設を活用した生涯学習活動への支援

区民の生涯学習活動の活性化と、地域のスポーツ・レクリエーション活動振興のため、学校施設等の開放を行います。

87 学校施設等のスポーツ・レクリエーション開放

区民の健康増進と余暇活動の充実を図るとともに、地域のスポーツ・レクリエーション活動振興のため、学校教育に支障のない範囲内で学校体育施設および校外学園施設（柏学園）を開放し、生涯学習活動の積極的な支援を行います。

また、学校施設の改築等の機会を捉えて、スポーツ開放が拡充できるよう施設の整備を進めます。